

平成30年4月1日から「建設労働者確保育成助成金」は「人材開発支援助成金」に統合され年齢区分が設けられました。そのため申請書類・計画届の様式が変わりました（厚生労働省）

平成31年4月1日

登録グラウト基幹技能者認定講習の受講に係る助成金（中小建設事業主様）

1. 助成金の名称は、『人材開発支援助成金』の「建設事業主等に対する助成金」となり、「建設労働者技能実習コース」の（経費助成）と同（賃金助成）となりました。（「建設労働者確保育成助成金」は、「旧 建設労働者確保育成助成金」と云う。）

登録基幹技能者講習の対象助成金（赤字は改正）

＜ ＞内は生産性要件を満たした場合の割増分の助成率・金額です。

（1）経費助成（受講料）

- ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
技能実習の実施に要した経費の 3/4 ※生産性向上は ＜ 3/20 ＞
- ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主（35歳未満の労働者分）
技能実習の実施に要した経費の 7/10 ※生産性向上は ＜ 3/20 ＞
- ③ 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主（35歳以上の労働者分）
技能実習の実施に要した経費の 9/20 ※生産性向上は ＜ 3/20 ＞

（2）賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり 7,600 円
※生産性向上は ＜ 2,000 円 ＞
- ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり 6,650 円
※生産性向上は ＜ 1,750 円 ＞

※ 「生産性向上が認められる場合」の要件は、厚生労働省のホームページのトップページで「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」と検索

2. 計画届・申請書様式のダウンロード

厚生労働省の「建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード」(平成31年度)の「建技様式(人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース))」からダウンロードして下さい。

例 建技様式第1号

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))計画届

例 建技様式第3号(技能経賃 事業主申請)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請書

3. 詳しくは最寄りの厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークでご確認下さい。